

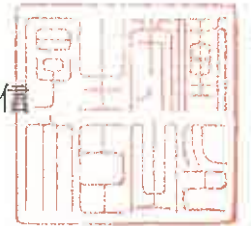
厚生労働省発基0302第3号

令和5年3月2日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の限度額等の改正

1 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合において、その支出した費用の額が月額十七万二千五百五十円（現行十七万六千五百五十円。以下同じ。）を超えるときは月額十七万二千五百五十円を支給するものとし、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額七万七千八百九十円（現行七万五千二百九十円。以下同じ。）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額七万七千八百九十円を支給するものとする。

2 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合において、その支出した費用の額が月額八万六千二百八十円

(現行八万五千七百八十円。以下同じ。) を超えるときは月額八万六千二百八十円を支給するものとし、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額三万八千九百円(現行三万七千六百円。以下同じ。) に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額三万八千九百円を支給するものとする。

二 アフターケアの対象者に交付する手帳の名称の改正

労働者災害補償保険法施行規則第二十八条に規定するアフターケアの対象者に交付する手帳の名称を健康管理手帳からアフターケア手帳に改めることとする。

三 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額の改定

1 労災就学援護費のうち、小学校等に在学する者に支給する額を月額一万五千元(現行一万四千元)に、中学校等に在学する者に支給する額を月額二万円(現行一万八千元)に、高等学校等に在学する者等に支給する額を月額一万九千元(現行一万七千元)に改めることとする。

2 労災就労保育援護費の支給額を、月額一万一千元(現行一万三千元)に改めることとする。

四 働き方改革推進支援助成金の支給対象とする中小事業主の拡大

病院等を営む事業主について、その常時雇用する労働者の数が百人を超えないときに働き方改革推進支援助成金の支給対象となること、その数を三百人に改めることとする。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額七万七千八百九十円、五万八千三百九十円又は三万八千九百円（現行七万五千二百九十円、五万六千四百九十円又は三万七千六百円）とするとともに、介護に要する費用として支出された費用が介護の程度に応じて月額十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円（現行十七万六千五百五十円、十二万八千七百六十円又は八万五千七百八十円。以下同じ。）を超えるときは、それぞれ月額十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円を支給するものとする。

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和 5 年 3 月
労働基準局労災管理課

1 改正の趣旨

① 介護（補償）等給付及び介護料の額の改正

- 業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。
- 介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「則」という。）第 18 条の 3 の 4 において規定しているところ、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給（最高限度額）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金の全国加重平均額（最低保障額）を基に毎年度見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。
- あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号。以下「CO法」という。）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

② アフターケアの対象者に交付する手帳の名称の改正

- アフターケアの対象者に交付する手帳については、則第 28 条第 1 項においてその名称及び交付対象者を規定しているところ、他の制度においても類似の名称の手帳が交付されており（※）、それとの混同を避けるため、この名称を「健康管理手帳」から「アフターケア手帳」に変更する。
（※）労働者安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条に規定する「健康管理手帳」がある。

③ 労災就学援護費・労災就労保育援護費の額の改正

- 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額については、則第 33 条及び第 34 条において規定しているところ、直近の子どもの学習費調査及び消費者物価指数を基に毎年度見直しをすることとしており、今般、所要の改正を行う。

④ 働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件の拡大

- 働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件については則第 39 条において規定しているところ、令和 6 年 4 月より、医業に

従事する医師について、これまで適用が猶予されていた労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に定める時間外労働の上限規制が適用される。

- このため、医師が勤務する病院等を運営する中小企業事業主が上限規制の適用に向けた準備を進めることができるよう、働き方改革推進支援助成金の支給対象を広げるための所要の改正を行う。
- 上記の改正に伴い、則第 40 条について所要の改正を行う。

2 改正の内容

① 介護（補償）等給付及び介護料の額の改正

- 法に基づく介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。（則第 18 条の 3 の 4）

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>172,550 円</u> （171,650 円）	<u>77,890 円</u> （75,290 円）
随時介護を要する者	<u>86,280 円</u> （85,780 円）	<u>38,900 円</u> （37,600 円）

（ ）内は現行額

- CO法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 6 号）附則第 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）第 7 条）

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>172,550 円</u> （171,650 円）	<u>77,890 円</u> （75,290 円）
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>129,460 円</u> （128,760 円）	<u>58,390 円</u> （56,490 円）
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>86,280 円</u> （85,780 円）	<u>38,900 円</u> （37,600 円）

（ ）内は現行額

② アフターケアの対象者に交付する手帳の名称の改正

- 則第 28 条第 1 項に規定する「健康管理手帳」について、「アフターケア手帳」へ名称を改正する。

③ 労災就学援護費の額の改正

- 則第 33 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する小学校等、中学校等及び高等学校等の労災就学援護費の支給額並びに則第 34 条第 2 項に規定する

労災就労保育援護費の額について、以下のとおり変更する。

	支給額
労災就学援護費のうち 小学校	<u>15,000 円</u> (14,000 円)
労災就学援護費のうち 中学校等 (通信制を除く)	<u>20,000 円</u> (18,000 円)
労災就学援護費のうち 中学校等 (通信制)	<u>17,000 円</u> (15,000 円)
労災就学援護費のうち 高等学校等 (通信制を除く)	<u>19,000 円</u> (17,000 円)
労災就学援護費のうち 高等学校等 (通信制)	<u>16,000 円</u> (14,000 円)
労災就労保育援護費	<u>11,000 円</u> (13,000 円)

() 内は現行額

④ 働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小事業主の要件の拡大

- 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の事業主については、その常時雇用する労働者の数が 100 人を超えない事業主を働き方改革推進支援助成金の支給対象となる事業主としていたところ、今般、当該常時雇用する労働者の数を 300 人に改正する。
- 上記改正に伴う所要の規定の整理を行う。

3 根拠条文

(2の①について)

- ・法第 19 条の 2 (法第 20 条の 9 第 2 項及び第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。) 及び第 49 条の 4
- ・労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 35 号) 附則第 8 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 7 条の規定による改正前の C O 法第 8 条第 2 項

(2の②、③及び④について)

- ・法第 29 条第 2 項

4 施行期日等

公布日 : 令和 5 年 3 月下旬 (予定)

施行期日 : 令和 5 年 4 月 1 日

①介護（補償）等給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

<改正の趣旨>

- 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考にして見直すこととしている。
- 今般、令和3年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給及び令和4年度に改定された最低賃金の全国加重平均に基づき、介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

【労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付】

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>172,550円</u> (171,650円)	<u>77,890円</u> (75,290円)
随時介護を要する者	<u>86,280円</u> (85,780円)	<u>38,900円</u> (37,600円)

【炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料】

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>172,550円</u> (171,650円)	<u>77,890円</u> (75,290円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>129,460円</u> (128,760円)	<u>58,390円</u> (56,490円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>86,280円</u> (85,780円)	<u>38,900円</u> (37,600円)

※（ ）内は現行額

②アフターケアの対象者に交付する手帳の名称変更について

<改正の趣旨>

○ アフターケアの対象者に交付する手帳については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「則」という。）第28条第1項においてその名称及び交付対象者を規定しているところ、他の制度においても類似の名称の手帳が交付されており（※）、それとの混同を避けるため、この名称を「健康管理手帳」から「アフターケア手帳」に変更する。

（※）労働者安全衛生法（昭和47年法律第47号）第67条に規定する「健康管理手帳」がある。

③ 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額の改定について

<改正の趣旨>

○ 労災就学援護費については、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給し、被災労働者及びその遺族等の援護を図ることを目的とするものである。

また、労災就労保育援護費は、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするものである。労災就学援護費の額及び労災就労保育援護費の支給額については、子どもの学習費調査及び消費者物価指数を参考にして見直すこととしている。

○ 今般、子どもの学習費調査(平成30年度及び令和3年度)及び消費者物価指数(令和4年度見通し)に基づき、労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給額を見直す。

労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額

	支給額
労災就学援護費のうち大学等(通信制を除く)	39,000円(39,000円)
労災就学援護費のうち大学等(通信制)	30,000円(30,000円)
労災就学援護費のうち高等学校等(通信制を除く)	19,000円 (17,000円)
労災就学援護費のうち高等学校等(通信制)	16,000円 (14,000円)
労災就学援護費のうち中学校等(通信制を除く)	20,000円 (18,000円)
労災就学援護費のうち中学校等(通信制)	17,000円 (15,000円)
労災就学援護費のうち小学校等	15,000円 (14,000円)
労災就労保育援護費	11,000円 (13,000円)

()内は現行額

※労災就労保育援護費については、計算上は8,000円の支給額となるが、激変緩和のため、今回の改定では支給額を2,000円引き下げることとする。

④働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件の拡大

<改正の趣旨>

- 働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件については、則第39条において規定しているところ、令和6年4月より、医業に従事する医師についてもこれまで適用が猶予されていた労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める時間外労働の上限規制が適用される。
- このため、医師が勤務する病院等を運営する中小企業事業主が、上限規制の適用に向けた準備を進めることができるよう働き方改革推進支援助成金の支給対象を広げるための所要の改正を行う。

【働き方改革推進支援助成金の支給対象とする中小企業事業主の要件】

	改正前	改正後
病院等を運営する 中小企業事業主	常時雇用する労働者数が <u>100人を超えないこと</u>	常時雇用する労働者数が <u>300人を超えないこと</u>